

○環境省告示第五十三号

低振動型圧縮機の指定に関する規程を次のように定め、令和四年十二月一日から施行する。

令和四年五月二十四日

環境大臣 山口 壯

低振動型圧縮機の指定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、低振動型圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（令和四年環境省告示第五十二号）第二条に規定する低振動型圧縮機をいう。以下同じ。）の型式の指定等に関し必要な事項を定めることにより、低振動型圧縮機の利用を促進し、もって工場及び事業場周辺の住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「デシベル」とは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める

振動加速度レベル（計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）別表第二第七号の感覺補正に係るものに限る。）の計量単位をいう。

（型式指定）

第三条 環境大臣は、低振動型圧縮機と認められる圧縮機の型式を指定することができる。

2 環境大臣は、低振動型圧縮機と認められる圧縮機の型式の指定（以下「型式指定」という。）を行つたときは、その旨を申請者（次条第一項の規定による申請を行つた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、次に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 当該型式指定を行つた年月日

二 当該申請者の名称

三 当該型式指定に係る圧縮機の型式の名称、圧縮方式、原動機の定格出力及び販売を開始した年

3 環境大臣は、型式指定のための審査に当たり、必要があると認めるときは、申請者に対し、その

申請に係る圧縮機に係る振動の大きさの測定結果を記載した資料の提出を求め、又はその職員に当該振動の大きさの実態を調査させることにより、工場及び事業場における通常の運転状態において、当該圧縮機から五メートル離れた地点における振動が六十デシベルを超えないかどうかを確認するものとする。

(型式指定の申請)

第四条 圧縮機の製造を業とする者（法人である者に限り、その子会社を含む。）であつて型式指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 型式指定を受けようとする圧縮機の型式の名称、圧縮方式、原動機の定格出力及び販売を開始した年
- 二 前項の申請書の様式は、様式第一号によるものとする。
- 三 第一項の申請書には、型式指定を受けようとする圧縮機の型式の仕様書を添付するものとする。

(型式指定をしない場合)

第五条 環境大臣は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、型式指定をしないものとする。

一 第三条第三項の規定による確認の結果、工場及び事業場における通常の運転状態において、当該申請に係る圧縮機から五メートル離れた地点における振動が六十デシベルを超えないと認められないとき。

二 申請者が当該申請の日以前に受けた型式指定が第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過しないとき。

三 申請書又はその添付書類において、重要な事項に関する虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けているとき。

2 環境大臣は、前項の規定により型式指定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(環境大臣への届出等)

第六条 型式指定を受けた者は、その名称若しくは住所又は当該型式指定に係る圧縮機の型式の名称を変更したときは、当該変更の日から六十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。

(型式指定の取消し)

第七条 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、型式指定を取り消すことができる。

- 一 型式指定を受けた者が、不正の手段により当該型式指定を受けたとき。
  - 二 型式指定を受けた者が、前条の届出を怠ったとき。
  - 三 工場及び事業場における通常の運転状態において、当該型式指定に係る圧縮機から五メートル離れた地点における振動が六十デシベルを超えると認められるとき。
- 2 環境大臣は、前項の規定により型式指定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該型式指定を受けていた者に通知するとともに、次に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 当該取消しの年月日

二 当該型式指定を受けていた者の名称

三 当該型式指定に係る圧縮機の型式の名称、圧縮方式、原動機の定格出力及び販売を開始した年

四 当該取消しの理由

(型式指定に係る圧縮機の表示)

第八条 型式指定を受けた者は、当該型式指定に係る圧縮機の正面又は側面の見やすい箇所に低振動型圧縮機の標識を表示することができる。

2 前項の標識の様式は、様式第二号によるものとする。

(「様式第二号」は省略。)

様式第1号（第4条関係）

低振動型圧縮機指定申請書

年 月 日

環境大臣 殿

申請者 名称 及び 住所  
並びに 代表者の 氏名

低振動型圧縮機の指定に関する規程（令和4年環境省告示第53号）第4条第1項の規定に基づき、下記の圧縮機について低振動型圧縮機の型式指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

型式指定を受けようとする圧縮機

	型式の名称	圧縮方式	原動機の定格出力（kW）	販売を開始した年
1				

添付書類一覧

担当者（所属、氏名、電話番号、E-mail）

様式第2号（第8条関係）

低振動型圧縮機の標識

